

けやき通り薬局の管理及び運営に関する事項

許可区分	薬局
開設者	有限会社 マツヤファーマシー
薬局の名称	けやき通り薬局
所在地	熊本県熊本市南区江越2丁目24-37
許可番号	第557号
有効期限	令和6年1月1日～令和11年12月31日

管理薬剤師	水川 歩
勤務する薬剤師 (担当業務)	西上 貴子 (管理・調剤・情報提供・販売・相談)
勤務する登録販売者 (担当業務)	なし (一般用医薬品の情報提供・販売・相談 (要指導医薬品及び第1類医薬品を除く))
取り扱う 一般用医薬品の区分	要指導医薬品・第1類医薬品・指定第2類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品

当薬局勤務者の区分	区分	名札	着衣
	薬剤師	氏名及び「薬剤師」と記載	白衣
	登録販売者	氏名及び「登録販売者」と記載	事務制服
	研修中の登録販売者	氏名及び「登録販売者 (研修中)」と記載	事務制服
	その他の勤務者	氏名を記載	事務制服

営業時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
	9:00～ 18:30	9:00～ 18:30	9:00～ 12:30	9:00～ 18:30	9:00～ 18:30	9:00～ 13:30	休

医薬品の購入または譲受の申し込みを受理する時間は上記営業時間とする。

営業外時間 (相談対応時間)	12:30～14:00 (営業時間内)
相談時・緊急時の連絡先	

個別の調剤報酬の算定項目の分かる 明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称等が記載されるものですので、その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方（ご家族が代理で会計をされる場合も含みます）は、お申し出ください。

調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項

けやき通り薬局

【調剤管理料】

- 服用薬剤の種類や服用経過などを記録した『薬剤服用歴の記録』を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用などの有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無を確認致します。

内服薬を調剤した場合	1剤につき (3剤まで)	7日分以下の場合	4点
		8日以上14日分以下の場合	28点
		15日以上28日分以下の場合	50点
		29日分以上の場合	60点
内服薬以外の場合			4点

【服薬管理指導料】

- 薬剤服用歴に基づき、処方された薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書により提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明を行います。
- その他、患者様の食生活や生活環境等の情報を記録し、薬の服用に際して不都合がないかを確認し、場合によっては処方医師に情報提供致します。
- ジェネリック医薬品使用促進のため、薬剤情報提供文書により、ジェネリック医薬品に関する情報（薬の有無や価格など）を提供致します。
- 残薬の状況について、患者様ごとに作成した薬剤服用歴の記録に基づき確認し、必要に応じて手帳に記載します。残薬が相当数認められると判断される場合には、処方医に対して連絡し、投与日数等の確認を行います。
- 調剤日、薬剤の名称、用法、用量、相互作用、その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載致します。
- 薬剤交付後の服薬状況、服薬期間中の体調変化等について、担当した薬剤師が必要だと判断した場合は、電話等で確認し、情報提供いたします。

3か月以内に処方せんを持参された方	お薬手帳を持参された方	45点
	お薬手帳をお忘れの方	59点
3か月以上処方せんを持参されていない方		59点
介護老人福祉施設等に入所されている方		45点
情報通信機器を用いて服薬指導を受けられた方	前回から3か月以内	45点
	前回から3か月以上	59点
かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合		59点

当薬局では医療費をおさえ、お薬代の負担が軽くなるジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。



当薬局では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。

けやき通り薬局

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合お申し出てください。（医師の了解と指示が必要です）

在宅患者訪問薬剤管理指導

（医療保険対象者）

1点=10円 10点=10円（1割負担）30円（3割負担）

居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導

（介護保険対象者）

1単位=10円 10単位=10円（1割負担）30円（3割負担）



同一建物居住者以外

650点/回（1人）



同一建物居住者以外

518円/回



同一建物居住者

320点/回（2～9人）

290点/回（10人以上）



同一建物居住者

379円/回（2～9人）

342円/回（10人以上）

自己負担率により金額が変わります。麻薬の必要な場合は100円が加算されます。月4回まで

自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

けやき通り剤薬局

管理薬剤師 水川 歩

TEL 096-370-4193
FAX 096-370-4195

熊本県知事指定介護保険事業所

第 4 3 4 0 1 4 6 5 9 8 号

お薬のことで困ったら
かかりつけ薬剤師に
おまかせください

担当薬剤師が
あなたの薬を
まるごと管理



いつでも
ご相談
できます

担当薬剤師を指名してください。同意書に署名していただくことで、次回から専任のかかりつけ薬剤師が担当いたします。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局に週32時間以上勤務しています(育児・介護など労働時間短縮の場合は週24時間4日間以上)。薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得し、医療に係る地域活動の取組に参画しています。

けやき通り薬局

医療情報取得加算について

当局はマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行っています。

- 当院では、オンライン請求を行っております。
- 当院では、オンライン資格確認を行う体制を整備いたしております。
- 薬剤情報、特定健診情報その他、以下のような必要な情報をお預かりし、活用して診療などを行っております。

- 他の医療機関の受診歴
- 処方されている薬
- 特定健診の受診歴など

当局は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願い致します。

2024年6月より、医療情報取得加算を算定しています。

- マイナ保険証を利用しない… 3点
- マイナ保険証を利用する… 1点

けやき通り薬局

医療 DX 推進体制整備加算について

当局は、医療 DX を通じた質の高い調剤業務を目指しております。

■オンライン請求を行っております。

■オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、局内で閲覧又は活用してより良い調剤をできる体制を実施しています。

■マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

■電子処方箋の対応や電子カルテ共有サービス（今後導入予定です）などの取組を実施してまいります。

けやき通り薬局

とっても簡単! マイナンバーカード

- 1 受付**
マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。
- 2 本人確認**
顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。
顔認証 or 暗証番号
- 3 同意の確認**
診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

過去の情報を利用いたします

(40歳以上対象)過去の情報を利用いたします
- 4 受付完了**
お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

厚生労働省 | 日本医師会 | 日本歯科医師会 | 日本薬剤師会

指定居宅療養管理指導事業者 運営規定

（事業の目的）

第1条

1. けやき通り薬局（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、けやき通り薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

（運営の方針）

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・ 保険薬局であること。
 - ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・ 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・ 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・ 居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

（従業者の職種、員数）

第3条

1. 従業者について
 - ・ 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・ 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・ 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・ 常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、けやき通り薬局の管理者との兼務を可とする。

（職務の内容）

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

（営業日および営業時間）

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
2. 通常、月火木金曜日の午前9：00～午後6：30、水曜日の午前9：00～午後12：30、土曜日の午前9：00～午後1：30とする。（但し12：30～14：00は閉局）

指定居宅療養管理指導事業者 運営規定

(通常の実業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、熊本市とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・ 処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・ 薬剤服用歴の管理
 - ・ 薬剤等の居宅への配送
 - ・ 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・ 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・ 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・ 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ A D L、Q O L等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・ 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・ 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・ 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・ 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・ 在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・ 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・ その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収していない。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. けやき通り薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証がでさる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、けやき通り薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は 令和6年 4月 1日より施行する。

保険外の費用について

当薬局では療養の給付と直接関係のない以下の項目においては、実費での負担をお願いしていますので、ご了承ください。

■ 薬剤の容器代（税込）

水剤容器	30mL・・・30円、60m・・・40円、100mL・・・50円、 200mL・・・65円、300mL・・・80円
軟膏容器	5g,10g・・・10円、20g・・・20円、30g・・・25円、 50g・・・40円、100g・・・70円
スポイト	3m L・・・20円

けやき通り薬局